

## 身体障害者手帳の等級の認定誤りについて

平成18年1月に県が交付した身体障害者手帳について、等級の誤りがあり、本来は「2級」とすべきところを「3級」で交付していたことが判明しましたので、お知らせいたします。

ご本人に対しては、謝罪の上、正しい手帳を交付しました。

現在は、手帳台帳システムの更新により、一部の事務をシステムで自動化しておりますが、引き続き複数名による確認を徹底してまいります。

## 記

## 1 事案の概要

## (1) 誤りの内容

県内の50代男性の身体障害者手帳について、障害の程度が重くなったことによる再交付申請時に、内部障害の「3級」と「4級」の重複障害で、総合「2級」とすべきところを誤って「3級」で交付。

## (2) 経緯

平成14年9月	県福祉相談センターにおいて、内部障害4級の手帳を交付（初回）。
平成17年12月	別の内部障害4級が追加され、総合「3級」で交付（2回目）。
平成18年1月	初回交付の内部障害4級が、程度変更の申請により3級となり、総合「2級」とすべきところを誤って「3級」で交付（最終）。
平成18年4月	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき、身体障害者手帳の交付事務について県から市へ権限移譲。
令和5年11月	市から手帳の等級について疑義があるとの指摘あり。 市役所で福祉サービスの手続き時に、市職員が手帳を確認したことがきっかけ。
令和5年12月～	当時の申請書や審査資料等を調査し、内容を確認したほか、当時の関係者へ聞き取り調査を実施。 県が交付した手帳の等級に誤りがあることが判明。 権限移譲時に市に送付した身体障害者手帳台帳のデータも誤っていたことを確認。
令和6年2月23日	本人へ謝罪
令和6年3月13日	正しい手帳を交付

### (3) 原因

- ・ 個々の障害である内部障害の「3級」と「4級」は正しく身体障害者手帳台帳に登録されていたが、重複障害として総合等級を判定する際に誤りが発生した。
- ・ 総合等級の判定について、確認が不足していた。

## 2 今後の対応

- ・ 等級誤りにより本人が受けた経済的な損失（例：所得税・住民税の障害者控除の差額等）については、今後本人と協議していく。
- ・ 平成25年1月以前の、職員による手作業で重複障害の総合等級を判定していた手帳分について、総合等級の点検作業を行う。

※平成25年2月以降は、手帳台帳システムの更新により、重複障害の場合、職員が個々の障害の内容を入力すると、自動で総合等級が出される。

### 【参考：身体障害者手帳の等級について】

- ・ 手帳に記載される障害名及び障害の級別（等級）については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号により定められている。
- ・ 厚生労働省の「身体障害認定基準」において、2つ以上の障害が重複する場合の等級は、重複する障害の合計指数に応じて認定することとされている。